平成２３年（フ）第４６号
千葉県白井市根1738番地の12、前住所千葉県船橋市金杉８丁目９番25―416号
債務者　二川スリ　マリヤニ
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２９２８号
名古屋市天白区植田南３丁目805番地　ユニーブル植田701号
債務者　葉山典子こと　金　　典子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９９０号
名古屋市天白区植田南３丁目805番地　ユニーブル植田701号
債務者　葉山末雄こと　趙　　未奎
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０２号
愛知県小牧市大字岩崎1205番地２　メゾン・ド・フルーリー207号
債務者　塚内　俊也
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０号
愛知県豊田市浄水町伊保原247番地　フロンティア21―Ｂ号
債務者　石澤真奈美（旧姓河瀬）
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
岡山県倉敷市堀南599番地１　ハイシティー堀南207号
債務者　藤原　雅人
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４７７号
茨城県つくば市東２丁目30番地18　パークハウスＥ
債務者　山岸　昇一
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３８号
茨城県つくばみらい市青木33番地57
債務者　平野　達夫
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第４１号
茨城県つくば市並木３丁目14番地６　グレース並木Ｃ棟201号
債務者　小泉　安生
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４４号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬1591番地８
債務者　赤岩　尊寿
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
佐賀県佐賀市兵庫町大字瓦町754番地２
債務者　本告　悦子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６４号
沖縄県那覇市小禄１丁目24番23号　三上マンション207
債務者　石丸　資朗
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第６５号
沖縄県那覇市小禄１丁目24番23号　三上マンション207
債務者　石丸　富子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３４号
群馬県太田市富沢町383番地　富沢市営住宅11―11号
債務者　服部　軍兒
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２１号
釧路市桜ケ岡７丁目23番12号
債務者　宮崎　睦美
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４６号
釧路市大楽毛西１丁目15番36号　ハイム押切Ａ―３
債務者　苫米地拓也
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第５０号
釧路市美原２丁目６番124号　Ｍ５―124
債務者　斉藤　清子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前９時30分
釧路地方裁判所